国立大学法人大分大学に勤務する職員の勤務時間，休日，休暇等に関する規程

平成１６年４月１日制定
平成１６年規程第２１号

（趣旨）

第１条　この規程は，国立大学法人大分大学職員就業規則（平成１６年規則第５号。以下「就業規則」という。）第３８条第６項の規定により，国立大学法人大分大学（以下「本法人」という。）に勤務する職員（以下「職員」という。）の勤務時間，休日，休暇等に関して，必要な事項を定める。

２　この規程に定めのある場合のほか，労働基準法（昭和２２年法律第４９号）（以下「労基法」という。）及びその他の関係法令並びに就業規則の定めるところによる。

（学長の責務等）

第２条　学長は，勤務時間，休日，休暇等に関する事務の実施に当たっては，大学の円滑な運営に配慮するとともに，職員の健康及び福祉を考慮することにより，職員の適正な勤務条件の確保に努めなければならない。

２　学長は，この規程による権限の一部を学内の職員に委任することができる。

（所定勤務時間）

第３条　職員の勤務時間は，休憩時間を除き，１週間当たり３８時間４５分とする。

２　１日の勤務時間は７時間４５分とする。

（休憩時間）

第４条　学長は，１日の勤務時間の途中に１時間の休憩時間を置かなければならない。

第５条　削除

（勤務時間の割り振り等）

第６条　職員の勤務時間，休憩時間の割振り並びに始業及び終業の時刻は，別表第１のとおりとする。ただし，大学の運営，業務の対応等の事情により特別の形態によって勤務する必要のある職員の勤務時間等については，別表第２から別表第６の定めるところによる。

２　業務の都合上必要があると認める場合は，休憩時間を変更することができる。

３　別表第６の勤務時間に係る割振りは，監査室，各課，学部事務部その他これに準ずる組織の長が１か月ごとに行うものとする。

第７条　削除

第８条　削除

（休日）

第９条　職員の休日は，次の各号に掲げるとおりとする。

（１）　法定休日は土曜日とする。

（２）　法定外休日は，日曜日，国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に定める休日及び１２月２９日から翌年の１月３日までの日（前号に掲げる日を除く。）とする。

２　前項にかかわらず，別表第４に掲げる職員の休日については，別に定める。

（４週間単位の変形労働時間制）

第１０条　業務運営上の都合により特別の形態によって勤務する必要のある職員には，４週間単位の変形労働時間制を適用するものとする。

２　前項の規定により４週間単位の変形労働時間制を適用する職員の勤務時間等については，第

３条，第６条第１項，前条及び第１２条の規定にかかわらず，次に定めるところによる。
（１）　所定勤務時間は，学長が別に定める日を起算日とする４週間（以下この条において「単位期間」という。）ごとの期間を平均し，１週間当たり３８時間４５分以内とする。
（２）　始業時刻等は，別表第４のとおりとする。
（３）　休日は，各単位期間につき，８日以上設ける。ただし，業務の都合上必要がある場合には，定められた休日をあらかじめ同一単位期間内の他の日に振り替えることがある。
（４）　前号の休日のうち，最初の４日の休日を法定休日とし，それ以外の休日を法定外休日とする。なお，法定外休日については，時間単位で振り替えることができるものとする。
３　前項の規定により定められた勤務時間等は，当該単位期間の始まる１週間前までに対象となる職員に周知するものとする。

（１年単位の変形労働時間制）
第１１条　業務運営上の都合により特別の形態によって勤務する必要のある職員には，１年単位の変形労働時間制を適用するものとする。
２　前項の規定により１年単位の変形労働時間制を適用する職員の勤務時間等については，第３条，第６条第１項，第９条及び第１２条の規定にかかわらず，次に定めるところによる。
（１）　所定勤務時間は，毎年度４月１日を起算日とする１年単位ごとの期間（以下この条において「単位期間」という。）を平均し，１週間当たり３８時間４５分以内とする。
（２）　始業時刻等は，別表第３のとおりとする。
（３）　業務の都合上必要がある場合には，１年単位の変形労働時間制に係る就業規則第３９条に規定する労使協定の休日をあらかじめ他の日に振り替えることがある。
３　前項の規定により定められた勤務時間等は，当該単位期間の始まる１週間前までに対象となる職員に周知するものとする。

（休日の振替）
第１２条　学長は，第９条に規定する休日に業務の都合上，勤務を命ずる必要がある場合は，あらかじめ，当該休日を勤務日とし，当該休日を起算日とする４週間前の日から８週間後の日までの期間内にある勤務日にこれを振り替えることができる。この場合において，法定外休日の振替を行うときは，半日（原則として午前の場合は８時３０分から午後０時，午後の場合は午後１時から午後５時１５分）又は時間単位での振替ができるものとする。

（休日の振替の手続）
第１３条　前条に定める休日の振替は，別に定める休日の振替簿により行うものとし，その振替については，できる限り職員の意向に沿うものとする。

（裁量労働制）
第１４条　就業規則第２条第１項に規定する教育職員（教授，准教授，講師，助教及び助手の職にある職員に限る。医学部で診療に従事するものを除く。）のうち希望する者については，第３条及び第６条第１項の規定にかかわらず，当該教育職員が行う職務の遂行の手段及び時間配分の決定等について当該教育職員の裁量に委ねる裁量労働制を適用するものとする。
２　裁量労働制におけるみなし労働時間は，別表第５のとおりとする。
３　第１項の規定に定めるもののほか，裁量労働制に関し必要な事項は，就業規則第３９条に規定する労使協定の定めるところによる。
４　部局長については，前項の規定にかかわらず適用しない。

（勤務場所以外の勤務）
第１５条　職員は，業務の都合上必要があると認められる場合には，通常の勤務場所を離れて勤務することを命ぜられることがある。
２　職員が前項の職務を命ぜられた場合において，当該勤務の勤務時間を算定しがたいときは，割り振られた勤務時間を勤務したものとみなす。ただし，勤務時間を超えて勤務する必要がある場合には，当該業務の遂行に通常必要とされる時間勤務したものとみなす。

（所定労働時間以外の勤務）
第１６条　職員は，業務の都合上必要があると認められる場合には，超過勤務又は休日に勤務を命ぜられることがある。
２　前項の規定により勤務を命ぜられた時間が，第３条第２項に規定する勤務時間を通じて８時間を超えるときは，１時間の休憩時間（所定勤務時間の途中に置かれる休憩時間を含む。）を勤務時間の途中に置かなければならない。
３　小学校就学の始期に達するまでの子の養育又は家族の介護を行う職員の時間外勤務の免除又は制限については，別に定める国立大学法人大分大学職員の育児又は介護を行う職員の時間外勤務の免除及び制限に関する細則（令和７年細則第１６号）による。

（深夜勤務）
第１７条　職員は，業務の都合上必要があると認められる場合には，深夜（午後１０時から午前５時）に勤務を命ぜられることがある。
２　小学校就学の始期に達するまでの子の養育又は家族の介護を行う職員の深夜勤務の制限については，別に定める国立大学法人大分大学職員の育児又は介護を行う職員の深夜勤務の制限に関する細則（令和７年細則第１８号）による。

（災害時等の勤務）
第１８条　職員は，災害その他避けることのできない事由によって，臨時の必要がある場合には，その必要限度において，超過勤務又は休日に勤務を命ぜられることがある。

（宿日直）
第１９条　学長は，職員に対し，勤務時間以外の時間又は休日に本来の業務に従事しないで施設，設備，備品，書類等の保全，外部との連絡，文書の収受等の宿日直を命ずることができる。

（出勤の確認）
第２０条　職員は，始業時刻までに出勤し，出勤後直ちに出勤簿に押印することにより，出勤を確認するものとする。ただし，やむを得ない場合は，当該押印を署名に代えることができる。
２　前項ただし書により署名した場合は，事後速やかに押印に訂正するものとする。
３　第１項の規定にかかわらず，学長が必要と認める場合は，別に定める方法により，出勤を確認することができる。

（勤務間インターバル及び代償休息）
第２０条の２　学長は，医学部附属病院に勤務する職員（医師に限る。）のうち，時間外勤務又は休日勤務の状況から追加的な健康確保措置が必要と認められるもの（以下「対象医師」という。）については，勤務終了後から次の勤務の開始までの間に，健康の保持等に必要な連続した休息時間（以下「勤務間インターバル」という。）を確保しなければならない。ただし，対象医師が緊急その他やむを得ない事由により発生した業務に従事する場合はこの限りでない。
２　学長は，勤務間インターバルを確保できなかった場合は，当該勤務間インターバル終了後，速やかに確保できなかった勤務間インターバルの時間に相当する時間の休息時間（以下「代償休息」という。）を確保しなければならない。
３　前二項に規定するもののほか，勤務間インターバル及び代償休息に関し必要な事項は，別に定める。

（休暇の種類）
第２１条　職員の有給休暇は，年次有給休暇，病気休暇及び特別休暇とする。

（年次有給休暇）
第２２条　年次有給休暇は，一の年（１月１日から１２月３１日までをいう。以下同じ。）における休暇とし，その日数は，一の年において次の各号に掲げる職員の区分に応じて，当該各号に

掲げる日数とする。

（１）　次号，第３号及び第４号に掲げる職員以外の職員　２０日

（２）　当該年の中途において新たに職員となったもの及び次号に掲げる職員　その者の当該年における在職期間に応じ，別表第７に掲げる日数（以下この条において「基本日数」という。）

（３）　当該年において，国立大学法人の職員となった者，特定独立行政法人の職員となった者，国家公務員（特別職に属する者を含む。）となった者，国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法（昭和２９年法律第１４１号）の適用を受ける職員，地方公務員又は公庫の予算及び決算に関する法律（昭和２６年法律第９９号）第１条に規定する公庫その他その業務が国の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち国家公務員退職手当法施行令（昭和２８年政令第２１５号）第９条の２各号に掲げる法人の職員（以下「交流職員等」という。）で，人事交流として引き続き職員となったもの　交流職員等となった日において新たに職員となったものとみなした場合におけるその者の在職期間に応じた別表第７に掲げる日数から引き続き職員となった日の前日までに使用した年次有給休暇に相当する休暇又は年次有給休暇の日数（１日未満の端数があるときは，切り上げた日数。次号において同じ。）を減じて得た日数（当該日数が基本日数に満たない場合にあっては，基本日数）

（４）　当該年の前年において，交流職員等であった者で引き続き当該年に新たに職員となったもの又は当該年の前年において職員であった者で引き続き当該年に交流職員等となりその後再び職員となったもの　交流職員等としての在職期間及びその在職期間中における年次有給休暇に相当する休暇の残日数等を考慮し，２０日に当該年の前年における年次有給休暇に相当する休暇又は年次有給休暇の残日数（１日未満の端数があるときは，切り捨てた日数。当該日数が２０日を超える場合にあっては，２０日）を加えて得た日数から，職員となった前日までに使用した年次有給休暇に相当する休暇又は年次有給休暇の日数を減じて得た日数（当該日数が基本日数に満たない場合にあっては，基本日数）

２　年度により休暇を付与する機関からの交流の場合は，１５日とする。

３　前項各号に規定するもののほか，年次有給休暇の付与日数に関し，必要な事項は学長が定める。

（年次有給休暇の繰り越し）

第２３条　年次有給休暇（この条の規定により繰り越されたものは除く。）は，２０日を限度として，翌年に繰り越すことができる。

（年次有給休暇の届出）

第２４条　年次有給休暇は，職員の届け出た時季に与えるものとする。ただし，学長が職員の届け出た時季に休暇を与えることが業務の正常な運営に支障が生ずると認めた場合には，他の時季に与えることができるものとする。

２　職員は，年次有給休暇を取得する場合は，学長に対し，事前に別に定める休暇簿（年次有給休暇用）により届け出なければならない。ただし，やむを得ない事由により，あらかじめ届け出ることができない場合は，事後速やかに届け出るものとする。

（年次有給休暇の単位）

第２５条　年次有給休暇の単位は，１日又は半日とする。ただし，職員の過半数を代表する者と「時間単位年休に関する協定」を締結した場合は，１年（毎年１月１日を起算日とする）につき５日の範囲内で１時間を単位とすることができるものとする。

２　半日は，原則として，午前８時３０分から午後０時，午後１時から午後５時１５分及び４時間とする。

３　時間を日に換算する場合は，８時間をもって１日とする。

（病気休暇）

第２６条　職員が，負傷又は疾病のため療養する必要があり，その勤務しないことがやむを得な

いと認められる場合は，必要最小限度の期間を病気休暇とする。ただし，連続する病気休暇は原則９０日を超えることができない。

２　生理日における勤務が著しく困難であるとして女性職員から請求があった場合には，病気休暇を与えるものとする。

（特別休暇）

第２７条　職員が，次の各号に掲げる事由により勤務しないことが相当であると認める場合は，当該各号に掲げる期間を特別休暇とする。

（１）　職員が公職選挙法（昭和２５年法律第１００号）に定める選挙権のほか，最高裁判所の裁判官の国民審査及び普通地方公共団体の議会の議員又は長の解職の投票に係る権利等を行使する場合で，勤務しないことがやむを得ないと認められるとき　必要と認められる期間

（２）　職員が裁判員，証人，鑑定人，参考人等として国会，裁判所，地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合で，その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき必要と認められる期間

（３）　職員が骨髄移植のための提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い，又は骨髄移植のため配偶者，父母，子及び兄弟姉妹以外の者に骨髄液を提供する場合で，当該申出又は提供に伴い必要な検査，入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき　必要と認められる期間

（４）　職員が自発的に，かつ，報酬を得ないで次に掲げる社会に貢献する活動（専ら親族に対する支援となる活動を除く。）を行う場合で，その勤務しないことが相当であると認められるとき　一の年において５日の範囲内の期間

ア　地震，暴風雨，噴火等により災害救助法（昭和２２年法律第１１８号）による救助が行われる程度の規模の災害が発生した市町村（特別区を含む。）又はその属する都道府県若しくはこれに隣接する都道府県における生活関連物資の配布，居宅の損壊，水道，電気，ガスの遮断等により日常生活を営むのに支障が生じている者に対して行う炊出し，避難場所での世話，がれきの撤去その他必要な援助作業等の被災者を支援する活動

イ　身体障害者療養施設，特別養護老人ホームその他主として身体上若しくは精神上の障害がある者又は負傷し，若しくは疾病にかかった者に対して必要な措置を講ずることを目的とする施設における活動で学長が認める施設における活動

ウ　ア及びイに掲げる活動のほか，身体上若しくは精神上の障害，負傷又は疾病により状態として日常生活を営むのに支障がある者に対して行う調理，衣類の洗濯及び 補修，慰問その他直接的な援助を行う活動

（５）　職員が結婚の日の５日前から当該結婚の日後３月を経過するまでに，結婚式，旅行その他結婚に伴い必要と認められる行事等のために勤務しないことが相当であると認められるとき　連続する５日の範囲内の期間

（６）　分娩予定日から起算して８週間（多胎妊娠の場合にあっては，１４週間）以内に出産する予定である女性職員が申し出た場合　出産の日までの申し出た期間

（７）　女性職員が出産（妊娠満１２週以後の分娩をいう。以下同じ。）した場合　出産の日の翌日から８週間を経過するまでの期間（産後６週間を経過した女性職員が就業を申し出た場合において医師が支障がないと認めた業務に就く期間を除く。）

（８）　生後１年に達しない子を育てる職員が，その子の保育のために必要と認められる授乳，託児所への送迎等を行う場合　１日２回それぞれ３０分以内の期間（男性職員にあっては，その子の当該職員以外の親が当該職員がこの号の休暇を使用しようとする日におけるこの号の休暇（これに相当する休暇を含む。）を承認され，又は労基法第６７条の規定により同日における育児時間を請求した場合は，１日２回それぞれ３０分から当該承認又は請求に係る各回ごとの期間を差し引いた期間を超えない期間）

（９）　職員の妻（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）が出産するために病院に入院する等の日から当該出産の日後２週間を経過する日までに，その出産に伴い必要と認められる入院の付き添い等のため勤務しないことが相当であると認められるとき　２日の範囲内の期間（１日ごとに分割することができる。）

（１０）　小学校第６学年の終期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）を養育する職員が，次のアからエまでに定める当該子の世話等を行うとき 当該子が１人の場合は一の年において５日の範囲内の期間，２人以上の場合は一の年において１０日の範囲内の期間

ア　負傷し，又は疾病にかかった子の世話

イ　当該子に予防接種又は健康診断を受けさせること。

ウ　感染症に伴う学級閉鎖等になった子の世話

エ　当該子の入園式，卒園式，入学式又は卒業式への参加

（１１）　要介護状態にある家族（配偶者，父母，子，配偶者の父母，祖父母，兄弟姉妹若しくは孫又はその他の家族であって学長が認めるもの）を介護する職員が，その家族の介護，通院等の付添い，介護サービスの提供を受けるために必要な手続の代行その他の必要な世話を行う場合

ア　要介護状態にある家族が１人の場合　一の年において５日の範囲内の期間

イ　要介護状態にある家族が２人以上の場合　一の年において１０日の範囲内の期間

（１２）　職員の親族（別表第８の親族欄に掲げる親族に限る。）が死亡した場合で，職員が葬儀，服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき　親族に応じ同表の日数欄に掲げる連続する日数（葬儀のため遠隔の地に赴く場合にあっては，往復に要する日数を加えた日数）の範囲内の期間

（１３）　職員が父母の追悼のための特別な行事（父母の死亡後１５年以内のものに限る。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合　１日の範囲内の期間

（１４）　職員が夏季における盆等の諸行事，心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合　一の年の７月から９月までの期間内（学長が別に定める職員にあっては，一の年の期間内）における休日及び休日の振替日を除いて，連続又は分割した５日（ただし，８月採用者は３日とし，９月採用者は２日とし，１０月採用者は１日とする。）の範囲内の期間

（１５）　地震，水害，火災その他の災害により職員の現住居が滅失し，又は損壊した場合で，職員が当該住居の復旧作業等のため勤務しないことが相当であると認められるとき　原則として連続する７日の範囲内の期間

（１６）　地震，水害，火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合　必要と認められる期間

（１７）　地震，水害，火災その他の災害時において，職員が退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合　必要と認められる期間

（１８）　職員が定年に達する場合であって，当該職員が心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められるとき　当該職員が定年に達する年度（４月１日から翌年の３月３１日までをいう。）において５日の範囲内の期間

２　前項第４号，第５号，第１２号，第１４号，第１５号及び第１８号の日数の取扱いについては，時間又は分を単位として取得した場合においても，１日として取り扱う。

（病気休暇及び特別休暇の請求等）

第２８条　病気休暇及び特別休暇の単位は，必要に応じて１日，１時間又は１分を単位として取り扱うものとする。

２　職員は，病気休暇及び特別休暇（第２７条第１項第７号を除く。）を請求する場合は，学長に対し，事前に別に定める休暇簿（病気休暇・特別休暇用）により請求しなければならない。ただし，やむを得ない事由により，あらかじめ請求することができない場合は，事後速やかに請求するものとする。

３　病気休暇が１週間を超える場合は，療養予定期間を記載した医師の診断書を休暇簿（病気休暇・特別休暇用）に添付の上，提出しなければならない。当該療養予定期間を延長する場合も同様とする。

４　医師の診断書に基づき療養期間を定めて病気休暇が承認されていた職員が，その療養期間中又は療養後に新たに出勤することとなったときは，その日から就業可能である旨を記載した医

師の診断書を提出しなければならない。
５　特別休暇を請求する場合は，必要に応じ，その請求事由，期間等を確認することができる書類を休暇簿（病気休暇・特別休暇用）に添付の上，提出しなければならない。

（職務専念義務の免除）
第２９条　職員は，次の各号の一に掲げる事由に該当する場合には，当該各号に定める期間，職務専念義務が免除される。
（１）　雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和４７年法律第１１３号。以下「均等法」という。）第２２条の規定に基づき，妊娠中の女性職員及び産後１年を経過しない女性職員（以下「妊産婦職員」という。）が，母子保健法（昭和４０年法律第１４１号）に規定する保健指導又は健康診査を受けるため勤務をしないことを承認された場合　妊娠満２３週までは４週間に１回，妊娠満２４週から満３５週までは２週間に１回，妊娠満３６週から出産までは１週間に１回（医師又は助産師が異なる指示をした場合には，その指示された回数），当該産後１年以内で，医師又は助産師の指示により受診するとき，それぞれ１日の範囲内で必要と認められる時間
（２）　均等法第２３条の規定に基づき，妊娠中の女性職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響があると認められ，勤務時間の始め又は終わりにおいて，勤務しないことを承認された場合　勤務時間の始め又は終わりにつき１日を通じて１時間を超えない範囲内でそれぞれ必要と認められる時間
（３）　均等法第２３条の規定に基づき，妊娠中の女性職員の業務が母体及び胎児の健康保持に影響があると認められ，適宜休息し，又は補食するために必要な時間，勤務しないことを承認された場合　勤務時間のはじめから連続する時間若しくは終わりまでの連続する時間又は勤務しないことを請求した職員について他の規定により勤務しないことを承認している時間に連続する時間以外の時間で適宜休息し，又は補食するために必要と認められる時間
（４）　勤務時間内のレクリエーションに参加を承認された場合　年度を通じて１６時間の範囲内の時間
（５）　勤務時間内に総合的な健康診査を受けることを承認された場合　１日の範囲内で必要と認められる時間
（６）　対象医師に対し，代償休息の確保が必要な場合　当該代償休息の時間

（職務専念義務の免除の請求）
第３０条　職員は，職務専念義務の免除を請求する場合は，学長に対し，事前に別に定める職務専念義務の免除簿（勤務を要しないことの承認）により請求しなければならない。ただし，やむを得ない事由により，あらかじめ請求することができない場合は，事後速やかに請求するものとする。
２　学長は，前項の請求に対して，母子健康手帳等の提示を求めることができる。

（雑則）
第３１条　この規程に定めるもののほか，職員の勤務時間，休日，休暇等に関し必要な事項は別に定める。

附　則
１　この規程は，平成１６年４月１日から施行する。
２　この規程の施行日の前日における年次有給休暇の残日数については，施行日において年次有給休暇にこれを継承する。

附　則（平成１７年規程第３６号）
この規程は，平成１７年４月１日から施行する。

附　則（平成１７年規程第８５号）

この規程は，平成１７年７月１日から施行する。

附　則（平成１７年規程第８７号）
この規程は，平成１７年８月１日から施行する。

附　則（平成１８年規程第５９号）
この規程は，平成１８年４月１日から施行する。

附　則（平成１８年規程第８２号）
この規程は，平成１８年６月１日から施行する。

附　則（平成１９年規程第５３号）
この規程は，平成１９年４月１日から施行する。

附　則（平成１９年規程第５９号）
この規程は，平成１９年６月１日から施行する。

附　則（平成２０年規程第１４号）
この規程は，平成２０年４月１日から施行する。

附　則（平成２０年規程第５９号）
この規程は，平成２０年５月１日から施行する。

附　則（平成２１年規程第５号）
この規程は，平成２１年２月２３日から施行する。

附　則（平成２１年規程第１６号）
１　この規程は，平成２１年４月１日から施行する。
２　この規程の施行日前から引き続き在職する職員であって，施行日の前日における年次有給休暇の残日数に半日の端数があるものの施行日以後の年次有給休暇の日数については，半日を４時間の年次有給休暇とみなして得られる同日における年次有給休暇の残日数とする。

附　則（平成２２年規程第１３号）
この規程は，平成２２年４月１日から施行する。

附　則（平成２２年規程第４６号）
この規程は，平成２２年７月１２日から施行する。

附　則（平成２３年規程第１２号）
この規程は，平成２３年４月１日から施行する。

附　則（平成２３年規程第６５号）
この規程は，平成２３年１１月２８日から施行し，この規程による改正後の別表第４は，同年４月１日から適用する。

附　則（平成２４年規程第１１号）
この規程は，平成２４年３月６日から施行し，この規程による改正後の第６条第１項別表第４の規定は，同年２月１日から適用する。

附　則（平成２４年規程第４９号）
この規程は，平成２４年５月２４日から施行し，この規程による改正後の国立大学法人大分大

学に勤務する職員の勤務時間，休日，休暇等に関する規程の規定は，同年４月１日から適用する。

附　則（平成２４年規程第５０号）
この規程は，平成２４年６月２０日から施行する。

附　則（平成２５年規程第２４号）
この規程は，平成２５年４月１日から施行する。

附　則（平成２５年規程第３７号）
この規程は，平成２５年４月１日から施行する。

附　則（平成２５年規程第６５号）
この規程は，平成２５年１０月１日から施行する。

附　則（平成２６年規程第１９号）
この規程は，平成２６年４月１５日から施行する。

附　則（平成２６年規程第２８号）
この規程は，平成２６年６月１日から施行する。

附　則（平成２６年規程第３７号）
この規程は，平成２６年１２月１日から施行する。

附　則（平成２７年規程第２８号）
この規程は，平成２７年４月１日から施行する。

附　則（平成２８年規程第３３号）
この規程は，平成２８年４月１日から施行する。

附　則（平成２８年規程第７１号）
この規程は，平成２９年１月１日から施行する。

附　則（平成２８年規程第９５号）
この規程は，平成２９年１月１日から施行する。

附　則（平成２９年規程第７号）
この規程は，平成２９年３月１日から施行する。

附　則（平成２９年規程第１４号）
この規程は，平成２９年４月１日から施行する。

附　則（平成２９年規程第２６号）
この規程は，学長が別に定める日から施行する。

附　則（平成２９年規程第６８号）
この規程は，平成３０年１月１日から施行する。

附　則（平成３０年規程第１０号）
この規程は，平成３０年４月１日から施行する。

附　則（平成３０年規程第２５号）

この規程は，平成３０年４月１日から施行する。

附　則（平成３０年規程第４６号）
この規程は，平成３０年４月１日から施行する。

附　則（平成３０年規程第７２号）
この規程は，平成３１年１月１日から施行する。

附　則（平成３０年規程第７４号）
この規程は，平成３１年１月１日から施行する。

附　則（平成３１年規程第１３号）
この規程は，平成３１年４月１日から施行する。

附　則（令和２年規程第２７号）
この規程は，令和２年４月１日から施行する。

附　則（令和２年規程第３４号）
この規程は，令和２年４月１日から施行する。

附　則（令和３年規程第２号）
この規程は，令和３年１月２５日から施行する。

附　則（令和３年規程第１３号）
この規程は，令和３年４月１日から施行する。

附　則（令和３年規程第２８号）
この規程は，令和３年１０月１日から施行する。

附　則（令和５年規程第１７号）
この規程は，令和５年２月２８日から施行する。

附　則（令和６年規程第３号）
この規程は，令和６年４月１日から施行する。

附　則（令和６年規程第５号）
この規程は，令和６年４月１日から施行する。

附　則（令和６年規程第２１号）
この規程は，令和６年４月１日から施行する。

附　則（令和６年規程第４６号）
この規程は，令和６年１０月１日から施行する。

附 則（令和７年規程第２９号）
この規程は，令和７年４月１日から施行する。